

上下水道料金について（毎月検針区域対象）

1. メーター検針

毎月22日頃にメーター検針員が伺います。使用水量・料金等は「検針お知らせ票」をご確認下さい。（この用紙の裏面を参考にしてください。）

2. 料金の請求

メーター検針の翌月に請求します。

3. お支払い方法

① 納入通知書でお支払いいただく場合

検針の翌月14日頃、納入通知書を郵送します。

納入通知書をご持参のうえ最寄りの金融機関にてお納めください。

※郵便局では、納入できませんのでご注意下さい。

② 口座振替でお支払いいただく場合

通帳と通帳でご使用の印鑑をご持参のうえ1)～3)のいずれかの金融機関の窓口にてお手続きください。

・振替日は、**毎月25日**です。（25日が祝祭日又は休日の場合は翌営業日になります。）

・各金融機関とも**上下水道料金を同一口座から引き落としされる場合、通帳には上下の合計金額**が記載されます。

・1)、2)は、水道、下水道のいずれか一方の引落でも「**上下水道料**」と記載されますのでご了承ください。

※ いずれの金融機関にも該当しない場合は、新たに口座を開設いただくこととなります。金融機関の窓口で、本人証明のできる書類の提示を求められますので、事前に確認されることをお勧めします。

1) 帯広信金士幌支店（電話 01564-5-2151）

2) 士幌町農協（本所、各事業所、士幌町役場指定金融窓口）

（電話 士幌町農協貯金課 01564-5-5706）

3) 郵便局 士幌郵便局（電話 01564-5-2363）

中士幌郵便局（電話 01564-7-4127）

※上下水道料を同一口座から引落希望される場合は備考欄に「水道・下水道」と記入ください。

4. 次のような場合は、必ず上下水道担当へご連絡下さい。

・ 転入、転出、転居、長期の留守、水道を使用しない時

※ 上記の場合、使用中止のお届けがないと引き続き料金が請求されます。

ご不明な点がございましたら

士幌町役場 建設課上下水道係 電話（直通）01564-5-5216

まで、お問い合わせください。

水道料金・下水道（昭和南浄化槽）使用料について（3ヶ月検針区域対象）
*昭和南団地・教職員住宅の浄化槽使用料は、所管課より別途請求されます。

1. メーター検針

5, 8, 11, 2月の15～18日頃にメーター検針員が伺います。

使用水量・料金等は「検針お知らせ票」をご確認ください。（この用紙の裏面を参考にしてください。）

2. 料金の請求

メーター検針の翌月に請求します。請求月は6, 9, 12, 3月の年4回です。

3. お支払い方法

①納付書でお支払いいただく場合

検針の翌月14日頃、納入通知書を郵送します。

納入通知書をご持参のうえ最寄りの金融機関にてお納めください。

※郵便局では、納入できませんのでご注意ください。

②口座振替でお支払いいただく場合

通帳と通帳でご使用の印鑑をご持参のうえ1)～3)のいずれかの金融機関の窓口にてお手続きください。

・振替日は、**請求月の25日**です。（25日が祝祭日又は休日の場合は翌営業日になります。）

・各金融機関とも**水道・下水道料金を同一口座から引き落としされる場合、通帳には水道・下水道料金の合計金額**で記載されます。

・1)、2)は、水道、下水道のいずれか一方の引落でも「**上下水道料**」と記載されますのでご了承ください。

※ いずれの金融機関にも該当しない場合は、新たに口座を開設いただくこととなります。金融機関の窓口で、本人証明のできる書類の提示を求められますので、事前に確認されることをお勧めします。

1) 帯広信金士幌支店（電話 01564-5-2151）

2) 士幌町農協（本所、各事業所、士幌町役場指定金融窓口）
（電話 士幌町農協貯金課 01564-5-5706）

3) 郵便局 士幌郵便局（電話 01564-5-2363）
中士幌郵便局（電話 01564-7-4127）

※ 水道料金・下水道使用料を同一口座から引落希望される場合は備考欄に「水道・下水道」と記入ください。

4. 次のような場合は、必ず上下水道担当へご連絡ください。

・ 転入、転出、転居時、長期の留守、水道を使用しない時

※ 上記の場合、使用中止のお届けがないと料金が請求されます。

ご不明な点がございましたら

士幌町役場 建設課上下水道係 電話（直通）01564-5-5216

まで、お問い合わせください。